

よくある質問とその答え（FAQ）

大田原市家庭用防犯設備設置費補助金

1 対象期間について

Q1 今年の7月に防犯設備を購入しましたが、補助金の申請はできますか？

A1 申し訳ございませんが、補助金の対象となるのは令和8年10月1日以降に購入・設置された防犯設備です。本年7月のご購入は対象外となります。

2 対象者について

Q1 私は大田原市に住んでいますが、大田原市で別居する両親の自宅に防犯設備を設置したいと考えています。私が防犯設備を購入・設置して申請することはできますか？

A1 申し訳ございませんが、補助金の申請には、申請者とご両親が同一世帯であることが必要です。別居されている場合は、ご両親ご自身で防犯設備を購入・設置していただき、申請していただく必要があります。

Q2 私は両親と二世帯住宅に暮らしており、同一世帯で住所登録しています。私と父親がそれぞれ防犯設備を購入して、2人とも申請することはできますか？

A2 申し訳ございませんが、補助金は同一世帯につき1回限りとなります。そのため、同一世帯のご家族が複数回申請することはできません。ただし、二世帯住宅であっても、父親とお子さんが別世帯で住所登録されている場合は、それぞれ申請することは可能です。

Q3 私は大田原市内に住宅を所有していますが、他人に貸しており、その住宅には住んでいません。私が貸している住宅に防犯設備を購入・設置して補助金の申請をすることはできますか？

A3 申し訳ございませんが、補助金の申請は、実際にその住宅にお住まいの方が対象となります。貸している住宅の場合は、借りている方に防犯設備を購入・設置していただき、申請していただく必要があります。

3 対象住宅について

Q1 私はアパートに住んでいますが、防犯設備を購入・設置して申請することはできますか？

A1 申し訳ございませんが、この補助金は一般住宅を対象としており、アパートやマンションなどの集合住宅はご利用いただけません。

Q2 私は食堂を営んでおり、店舗兼住宅に暮らしています。防犯設備を購入・設置して申請することはできますか？

A2 申請することは可能です。ただし、補助金の対象となるのは住宅側に設置された防犯設備に限ります。店舗側に設置された防犯設備は対象外となりますのでご注意ください。

Q3 新築住宅に防犯カメラを設置したいと考えています。申請することはできますか？

A3 申請することは可能です。ただし、防犯カメラの購入費と設置費が明記された領収書などの書類をご提出いただく必要があります。

4 防犯設備について

Q1 防犯砂利を購入したいと考えていますが、申請することはできますか？

A1 申し訳ございませんが、補助金の対象となる防犯設備は、防犯カメラ、センサー付きライト、センサー付きアラーム、カメラ付きドアホンの4点に限定されています。防犯砂利はご利用いただけません。

Q2 防犯設備の購入費と工事費を併せて申請することはできますか？

A2 申請することは可能です。ただし、購入費と工事費が区別して記載された領収書などの書類をご提出いただく必要があります。

Q3 防犯カメラを購入・設置したいと考えていますが、撮影した映像をパソコンで確認したいと考えています。防犯カメラとパソコンを購入して、2つの合計金額で申請することはできますか？

A3 申し訳ございませんが、補助金の対象となるのは防犯カメラのみです。映像を確認するモニターや映像を保存するレコーダーは補助対象に含まれますが、スマートフォン、タブレット、パソコンなどの汎用機器はご利用いただけません。

Q4 防犯カメラを購入・設置したいと考えていますが、屋外に適した場所がないので家の中に設置したいと考えています。申請することはできますか？

A4 申し訳ございませんが、補助金の対象となるのは屋外に設置された防犯カメラに限ります。また、撮影範囲は自分の敷地内に限定していただく必要があります。隣の家や隣の敷地が映り込む可能性がある場合は、事前に隣人の承諾を得ていただき、トラブルが生じないようにご注意ください。

Q5 防犯カメラとセンサー付きアラームを購入して設置したいと考えていますが、2つ同時に申請することはできますか？

A5 申請することは可能です。申請できる防犯設備の数に制限はありません。ただし、補助金は一世帯につき1回限りとなりますので、複数の防犯設備をまとめて1回の申請でお申し込みください。

Q6 防犯カメラをA店で購入し、センサー付きアラームをB店で購入したいと考えています。一度に申請することはできますか？

A6 申請することは可能です。防犯設備を同じ店舗で購入する必要はありません。異なる店舗で購入された場合は、申請の際に各店舗の領収書をそれぞれご提出ください。

5 防犯設備の購入方法について

Q1 インターネットを利用して購入した防犯設備を申請することはできますか？

A1 申請することは可能です。ただし、購入日や支払金額などが記載された領収書などの書類を発行できる場合に限りです。

Q2 リサイクルショップで中古の防犯カメラを購入して設置したいと考えています。補助の対象となりますか？

A2 申し訳ございませんが、リサイクルショップやフリーマーケットなどで購入された防犯設備については、適正価格の判断が難しいため、補助金の対象外とさせていただきます。

Q3 クレジットカードや電子マネー、コード決済での支払いは補助金の対象となりますか？

A3 補助金の対象となります。ただし、購入日、支払金額などが明記された領収書などの書類を発行して提出できる場合に限りです。申請の際は、これらの書類の原本をご提出ください。

Q4 防犯カメラをリースで設置したいと考えています。補助金の対象となりますか？

A4 申し訳ございませんが、リース料やレンタル料などは補助金の対象外となります。防犯設備を購入した場合のみが補助金の対象となりますので、あらかじめご了承ください。

6 補助額について

Q1 ポイントや商品券を使用して値引価格で防犯設備を購入しました。この場合、対象となる購入費は元々の価格ですか？値引きした価格ですか？

A1 補助金の対象となる購入費は、実際にお支払いになった金額です。ポイントや商品券を使用して値引きされた場合は、値引き後の金額が対象となります。

Q2 防犯設備を購入してポイントが付きました。この場合、補助額が減額になったりすることはありますか？

A2 ございません。購入時に付与されたポイントを使用していなければ、お支

払いになった金額がそのまま購入費として扱われ、補助額に影響はありません。

7 必要書類について

Q1 補助金交付申請書兼請求書はどこにいけば貰えますか？

A1 申請書兼請求書は、大田原市役所 3 階の危機管理課の窓口でお受け取りいただけます。また、大田原市のホームページからダウンロードすることもできますので、ご都合に合わせてご利用ください。

Q2 領収書等とはどのような書類になりますか？

A2 領収書やレシートなど、購入日時、購入場所、支払金額などが明記されている書類です。申請の際は、これらの書類の原本をご提出ください。

Q3 取扱説明書等とはどのような書類になりますか？

A3 取扱説明書や商品カタログなど、防犯設備の品名、型式、仕様などが記載されている書類です。申請時に窓口で内容を確認させていただき、必要に応じて写しを作成いたします。

Q4 防犯設備を設置した状況が確認できる写真とは何ですか？

A4 防犯設備が実際に設置されている様子を撮影した写真です。設備の位置、設置状況、周辺環境などが明確にわかるプリントアウト版をご提出ください。画像データではなく、紙に印刷したものをお願いいたします。

8 申請方法、補助金の交付について

Q1 窓口申請以外の受付はありますか？

A1 申し訳ございませんが、窓口申請のみのお受け付けとなります。インターネットや電話でのご申請はお受けしておりませんので、大田原市役所 3 階の危機管理課の窓口へお越しください。

Q2 申請後、補助金はいつ頃振り込まれますか？

A2 申請書類の審査後、問題がなければ申請いただいた口座に約 1 か月程度で補助金をお振込みいたします。振込通知は発送されませんので、お手数ですがご自身で入金をご確認ください。

Q3 振込以外で補助金を受け取ることはできますか？

A3 申し訳ございませんが、補助金のお受け取りは口座振込のみとなります。その他のお受け取り方法はございませんので、あらかじめご了承ください。